草加市告示第　３５　号

公募型プロポーザル方式による平成３１年度草加市子どもの学習支援事業業務委託に係る
提案手続開始の公告

平成３１年度草加市子どもの学習支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するので、次のとおり公告する。

平成３１年１月１７日

草加市長　浅　井　昌　志

※本案件は草加市公契約基本条例の適用対象案件となる。

１　名称
平成３１年度草加市子どもの学習支援事業業務委託

２　業務概要
貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯及び生活困窮世帯(就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある世帯)に属する子ども及び保護者に対し、学習支援、家庭支援等を実施し、子どもが自ら困難を解決できる力を身に付けられるよう支援を行う。
業務内容の詳細については、別に示す仕様書のとおりとする。

３　契約期間
⑴　準備期間
契約締結日から平成３１年３月３１日まで
⑵　履行期間
平成３１年４月１日から平成３２年（２０２０年）３月３１日まで

４　参加資格
本業務に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
⑴　過去に学習支援及び家庭支援の関連業務の事業実績を有する者
⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者
⑶　公告の日から選定結果通知の日までの期間に、草加市の指名停止等の処置を受けていない者
⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資

格を有す者は対象とする。

⑸　本業務は、公契約基本条例の適用を受ける案件であるため、公募型プロポーザルに参加する者は、草加市公契約基本条例（平成２６年条例第２１号）、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則（平成２６年規則第３２－２号）、草加市公契約基本条例の手引を理解した上で参加すること。

なお、本業務を契約締結した事業者は、本業務が草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則第３条第２号の規定に基づく契約（予定価格１，０００万円以上の業務委託に関する契約及び指定管理協定）に該当することから、労働者の適正な労働環境の確保と、事業の質の向上を図るため、労働環境報告書を提出すること。

５　担当部署

草加市健康福祉部生活支援課第１保護係　松本

〒３４０‐００１５　草加市高砂一丁目７番３６号

草加市役所仮庁舎（ＮＴＴ東日本草加ビル１階）

Ｔｅｌ：０４８－９２２－１２４５（直通）

Ｆａｘ：０４８－９２８－６６３５

電子メール：seikatsushien@city.soka.saitama.jp

６　関係書類の交付及び手続

⑴　交付方法

関係書類はすべて草加市ホームページからダウンロードすること。

交付書類一覧
募集要領
参加表明書（様式１）
会社概要（様式２）
業務実績（様式３）
提案書（様式４）
工程表（様式５）
配置予定者調書（様式６）
価格提案書（様式７）
質問書（様式８）
仕様書

⑵　交付期間

平成３１年１月１７日（木）から平成３１年１月２８日（月）午後５時まで

⑶　手続

「平成３１年度草加市子どもの学習支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領」のとおりとする。

７　スケジュール

日程	内容
平成３１年１月１７日	募集開始
１月２８日	参加表明書提出期限・質問の受付終了
１月３１日	質問に対する回答の送付期限
２月　６日	提案書・見積書の提出依頼
２月１２日	提案書・見積書の提出期限
２月１５日	プレゼンテーション実施
２月下旬頃	選定結果通知、契約交渉
３月上旬頃	契約締結